改善基準告示と勤怠管理は別物?

「拘束時間」と「労働時間」は違う!?

「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」の時間管理の1つに「拘束時間」があります。また「労働時間」という定義もあります。この二つは別物ですが、同じものと考えてしまい残業時間を算出している等、混乱されているケースも見受けられます。 「拘束時間」「労働時間」の違いはなんでしょうか?

「拘束時間」とは?

始業時刻から終業時刻までの時間で、 労働時間(残業時間含)と休憩時間の 合計時間をいいます。

「拘束時間」=「労働時間」+「休憩時間」

主に【改善基準告示】の管理で用います。



☆「拘束時間」の管理は 「労務管理オプション」で

 ・改善基準告示に基づく拘束時間 1日13時間基本 15時間超(週3回以上) 1日16時間限度 1ヶ月293時間超(上限320時間) 重複時間

「労働時間」とは?

拘束時間のうち、労働者が労務を提供する時間をいいます。休憩時間は含みません。

主に給与計算の基礎データとして管理します。



☆「労働時間」の管理は 「勤怠システム」で

- 所定労働時間
- 時間外(1日8時間·週40時間超)
- 深夜(22:00~翌5:00)
- 休日労働
- 全従業員の労働時間管理
- 有休実績管理